

下関市上下水道局給水装置設計施工要綱
(解説付)

下関市上下水道局

目次

第1章 総則	
第1条 目的	・・・ 1
第2条 定義	・・・ 2
第3条 給水装置工事の種類	・・・ 4
第4条 管種の略称	・・・ 5
第5条 適用範囲	・・・ 6
第2章 給水装置の構造及び材質	
第6条 構造及び材質	・・・ 7
第7条 給水管及び給水用具の指定	・・・ 12
第3章 給水装置の調査及び設計	
第1節 調査	
第8条 調査	・・・ 14
第2節 給水方式	
第9条 給水方式の決定	・・・ 16
第10条 直結直圧式の適用	・・・ 21
第11条 直結増圧式の適用	・・・ 22
第12条 受水槽式給水の適用	・・・ 24
第13条 給水方式の例外適用	・・・ 26
第3節 分岐	
第14条 被分岐管等の口径	・・・ 27
第4節 設計水圧及び設計水量	
第15条 設計水圧	・・・ 28
第16条 設計水量	・・・ 29
第5節 給水管口径及び水道メータ口径	
第17条 給水管口径の決定	・・・ 32
第18条 水道メータの口径の決定	・・・ 34
第19条 口径の決定に用いる計算書	・・・ 36
第6節 受水槽等	
第20条 受水槽の設置等	・・・ 38
第21条 受水槽等の容量	・・・ 42
第7節 協議	
第22条 給水方式の決定に係る事前の設計協議	・・・ 43
第23条 浄水器等の設置協議	・・・ 44
第24条 スプリンクラー設備の設置協議	・・・ 47
第25条 関係機関との協議	・・・ 48
第4章 給水装置工事図面の作成	
第26条 図面の作成	・・・ 49
第5章 給水装置工事の申込手続等	
第27条 工事申込者との協議	・・・ 52

第28条	利害関係人の承諾	・・・	54
第29条	申込窓口	・・・	55
第30条	現地調査	・・・	56
第31条	設計の変更申請	・・・	57
第32条	工事取消	・・・	58
第33条	工事事業者の変更	・・・	59
第6章 給水装置の施工			
第1節 通則			
第34条	道路管理者名等の許可の確認	・・・	60
第35条	現場管理	・・・	62
第36条	施工管理	・・・	63
第37条	事故処理	・・・	64
第2節 分岐工事			
第38条	分岐工事の手續	・・・	65
第39条	断水に伴う届出	・・・	67
第40条	局担当職員による立会いが必要な分岐工事	・・・	68
第41条	分岐工事に係る注意事項	・・・	69
第42条	分岐方法及び使用材料	・・・	70
第43条	分岐の制限	・・・	74
第3節 管工事			
第44条	道路部分の配管等	・・・	75
第45条	建物内の配管	・・・	78
第46条	給水管の埋設深度	・・・	79
第47条	給水管の明示	・・・	80
第48条	管の接合材料	・・・	82
第4節 弁栓類の設置			
第49条	止水栓及び仕切弁の設置	・・・	83
第50条	消火栓の設置	・・・	84
第5節 水道メータ			
第51条	水道メータの設置	・・・	85
第52条	使用水量のお知らせ票の受箱	・・・	86
第53条	水道メータ前後の配管等	・・・	87
第6節 土工事			
第54条	土工事	・・・	89
第55条	掘削	・・・	90
第56条	埋戻し	・・・	91
第57条	残土処理	・・・	92
第58条	路面復旧	・・・	93
第7節 水の安全、衛生対策			
第59条	給水装置の破損防止等の措置	・・・	94

第8節 付属構造物等	
第60条 弁室の設置	・・・ 97
第61条 鉄蓋及びきょう	・・・ 98
第62条 防護措置	・・・ 99
第63条 緊急連絡標示板等	・・・ 100
第9節 工事用水	
第64条 工事用水	・・・ 101
第7章 維持管理	
第65条 維持管理誓約	・・・ 102
第66条 貯水槽水道の設置者の責務	・・・ 104
第8章 検査	
第67条 しゅん工検査	・・・ 105
第68条 しゅん工検査前の確認	・・・ 106
第69条 検査項目	・・・ 107
第9章 補則	
第70条 その他	・・・ 110

下関市上下水道局給水装置設計施工要綱
(解説付)

平成28年10月 1日施行
平成29年 4月 1日改正
平成30年 4月 1日改正
平成31年 4月 1日改正

発行 下関市上下水道局
担当 給水課給水装置係